

NPO法人会計基準を適用し「活動計算書」を提出する際は定款を変更しましょう！

NPO法人会計基準法を適用して活動予算書を提出する場合には、総会において定款の決議を行い、定款変更の手続きを行ってください。

※修正箇所は、下線を引いてください！

※この変更例は内閣府の「定款例」です。
自己の法人の定款に合わせて内容を修正してください。

〔主な定款の変更点〕

新	旧
<p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>省略</p> <p>2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、<u>利益</u>を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</p> <p>★その他の事業の変更について(その他の事業を行っている法人に限る)</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>省略</p> <p>2 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、<u>収益</u>を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。</p>
<p>(任期等)</p> <p>第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>★役員の任期伸長規定について(「役員の選任」が総会の権能になっている法人に限る(※任意))</p>	<p>(任期等)</p> <p>第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>
<p>(解任)</p> <p>第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) <u>職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。</u></p> <p>省略</p>	<p>(解任)</p> <p>第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) <u>心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。</u></p> <p>省略</p>
<p>(権能)</p> <p>第23条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び<u>予算</u>並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>決算</u></p> <p>(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(7) 入会金及び会費の額</p>	<p>(権能)</p> <p>第23条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び<u>収支予算</u>並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支決算</u></p> <p>(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(7) 入会金及び会費の額</p>

<p>(8) 借入金(その事業年度内の<u>収益</u>をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(9) 事務局の組織及び運営</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p>	<p>(8) 借入金(その事業年度内の<u>収入</u>をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(9) 事務局の組織及び運営</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p>
<p>★総会の決議の省略(※任意)</p> <p>(議決)</p> <p>第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) ～省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容</u></p> <p><u>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</u></p> <p><u>(3) 総会の決議があったものとみなされた日</u></p> <p><u>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</u></p>	<p>(議決)</p> <p>第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 省略</p> <p>(議事録)</p> <p>第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) ～省略</p> <p>2 省略</p>
<p>(表決権等)</p> <p>第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、<u>第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。</u></p> <p>4 省略</p>	<p>(表決権等)</p> <p>第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、<u>前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。</u></p> <p>4 省略</p>

<p>(表決権等)</p> <p>第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定により表決した理事は、<u>第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用</u>については、理事会に出席したものとみなす。</p> <p>4 省略</p>	<p>(表決権等)</p> <p>第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定により表決した理事は、<u>次条第1項の適用</u>については、理事会に出席したものとみなす。</p> <p>4 省略</p>
<p>(資産の構成)</p> <p>第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) ～省略</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u></p>	<p>(資産の構成)</p> <p>第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) ～省略</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収入</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収入</u></p> <p>(6) その他の<u>収入</u></p>
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>
<p>(暫定予算)</p> <p>第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用</u>を講じることができる。</p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。</p>	<p>(暫定予算)</p> <p>第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収入支出</u>することができる。</p> <p>2 前項の<u>収入支出</u>は、新たに成立した予算の<u>収入支出</u>とみなす。</p>
<p>第46条 <u>削除</u></p>	<p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第46条 <u>予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。</u></p> <p>2 <u>予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</u></p>
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 省略</p>
<p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければ</p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項</u>を除いて所轄庁の認証を得なければ</p>

<p>ばならない。</p> <p>(1) <u>目的</u></p> <p>(2) <u>名称</u></p> <p>(3) <u>その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類</u></p> <p>(4) <u>主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)</u></p> <p>(5) <u>社員の資格の得喪に関する事項</u></p> <p>(6) <u>役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)</u></p> <p>(7) <u>会議に関する事項</u></p> <p>(8) <u>その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項</u></p> <p>(9) <u>解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)</u></p> <p>(10) <u>定款の変更に関する事項</u></p>	<p>ならない。</p>
--	--------------

【定款を変更する場合の注意点】

定款の変更をした場合は、現行附則の下に次のように改正附則を追加し、施行日(所轄庁の認証が必要となる場合は「認証の日」、所轄庁への届出で足りる場合は「総会の議決日」)を記載します。

<p><u>附 則</u></p> <p>この定款は、平成 年 月 日から施行する。</p>
--